環境省
Ministry of the Environment

所有施設の脱炭素化に向けて

令和7年5月26日

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室

JICN
株式会社脱炭素化支援機構

脱炭素先行地域

デコ活
くらしの中のエコろがけ

目次

1. 地球温暖化対策の動向

2. 地方公共団体での重点取組

3. 地域の脱炭素化推進に活用できる支援

地球温暖化対策の動向

地球温暖化対策計画　次期削減目標(NDC)

次期NDC(国の温室効果ガス削減目標)を含む地球温暖化対策計画が令和7年2月18日に閣議決定。

我が国は、2030年度目標と2050年ネットゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。
次期NDCについては、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。
これにより、中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、GX投資を加速していく。

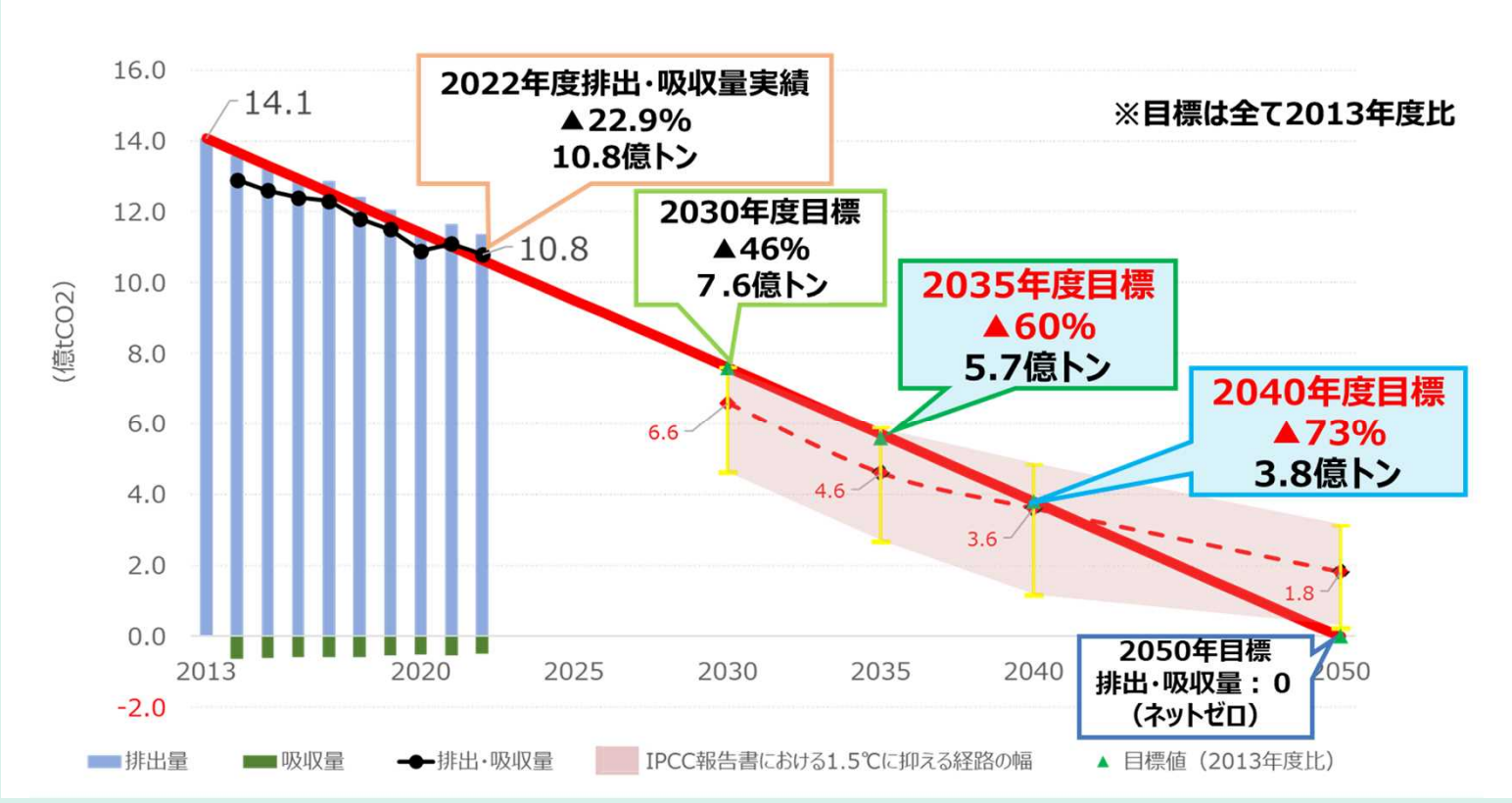

地球温暖化対策計画　次期NDC達成に向けて位置付ける主な対策・施策

環境省

次期NDC 達成に向け、エネルギー基本計画・GX2040ビジョンと一体的に、主に次の対策・施策を実施。
対策・施策については、フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直しを図る。

エネルギー転換

- **再エネ**、**原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

産業・業務・運輸等

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上**、**光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンター**の効率改善
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO_2排出削減、**物流**分野の省エネ、**航空・海運分野**での次世代燃料の活用

地域・くらし

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
  →2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食ロス削減など**脱炭素型のくらしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

横断的取組

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行

→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、**廃棄物処理×CCU**の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等

- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**

→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

政府実行計画　排出量削減目標

次期NDCを踏まえた政府実行計画も令和7年2月18日に閣議決定。
これまでの2030年度50％削減(2013年度比)に加えて、2035年度65％削減、2040年度79％削減の目標を設定し(2030年度目標から直線的な経路として設定)、目標達成に向けて取り組みを強化。
地方公共団体実行計画(事務事業編)の削減目標検討の際は、政府実行計画の削減目標に準じて検討願います。

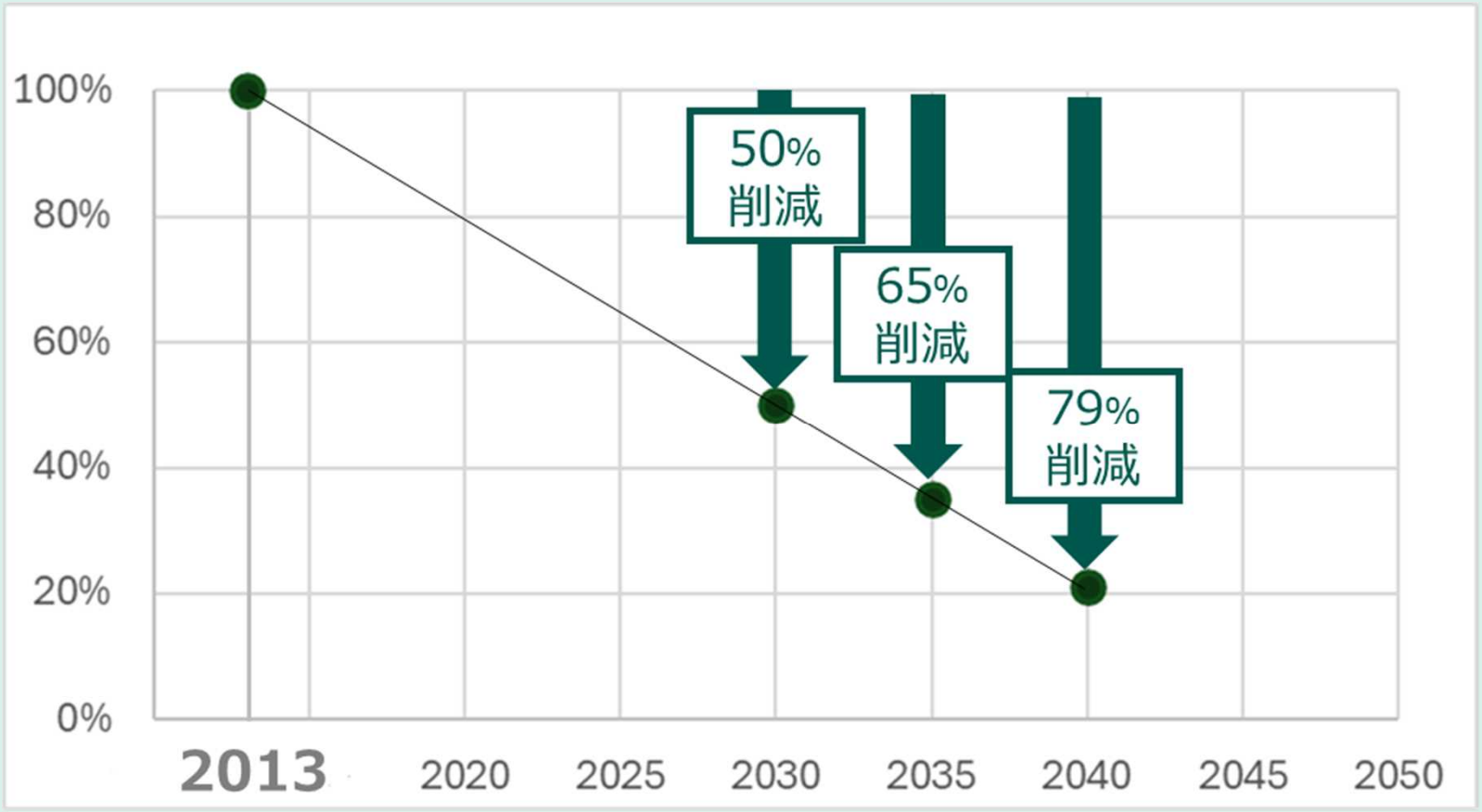

政府実行計画　取組目標

政府実行計画では、各取組について、これまでの2030年度の目標に加えて、2040年度の目標を設定。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

太陽光発電

- ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50％以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100％設置を目指す。**
- ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて**導入目標を検討する。**

建築物の建築

- ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能**を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
- ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**

※ ZEB Ready：50％以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

公用車/ＬＥＤ

- ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。※ 電動車は代替不可能なものを除く

電力調達

- ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60％以上を再エネ電力とする。以降、**2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力**とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。

GX製品

- ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達**する。

※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope３排出量へ配慮した取組**を進め、その排出量の削減に努める。
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

※ Scope３排出量：　直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

地方公共団体での重点取組

地方公共団体において
重点的に取り組んでいただきたい5項目について紹介します

地方公共団体実行計画

地方公共団体は、地方公共団体実行計画(地方公共団体の温室効果ガス削減計画)を策定することとされています。
”まずは自分のところから対策”の考えのもと、特に事務事業編は全ての地方公共団体に策定が義務付けられています。
これまで多くの団体で事務事業編が策定され削減活動が進められてきたところですが、特に小規模な市町村や組合では、人員不足や脱炭素の知識不足が原因で策定率が低い状況にあります。

地方公共団体実行計画

事務事業編(すべての地方公共団体に義務付け)
公共施設など、地方公共団体自らの事務事業に関する削減計画

区域施策編(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務)
事業者・住民等の取組も含めた区域全体の削減計画

地方公共団体実行計画制度の策定状況(R6.10.1時点)

団体区分	対象団体数	事務事業編 策定率	区域施策編 策定率
都道府県	47	100%	100%
政令指定都市	20	100%	100%
中核市	62	100%	100%
施行時特例市	23	100%	100%
その他人口１０万人以上の市区町村	176	100%	89%
人口３万人以上１０万人未満の市区町村	483	100%	66%
人口１万人以上３万人未満の市区町村	452	96%	37%
人口１万人未満の市区町村	525	85%	29%
地方公共団体の組合	1,509	43%	-
計	**3,297**	**71%**	**53%**

出典）環境省「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果（令和6年10月1日現在）」
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/sakutei5.html

地方公共団体実行計画と政府実行計画

地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策計画に「即して策定」することになっており、そのうち事務事業編は政府実行計画に「準じて取り組む」ことになっている。

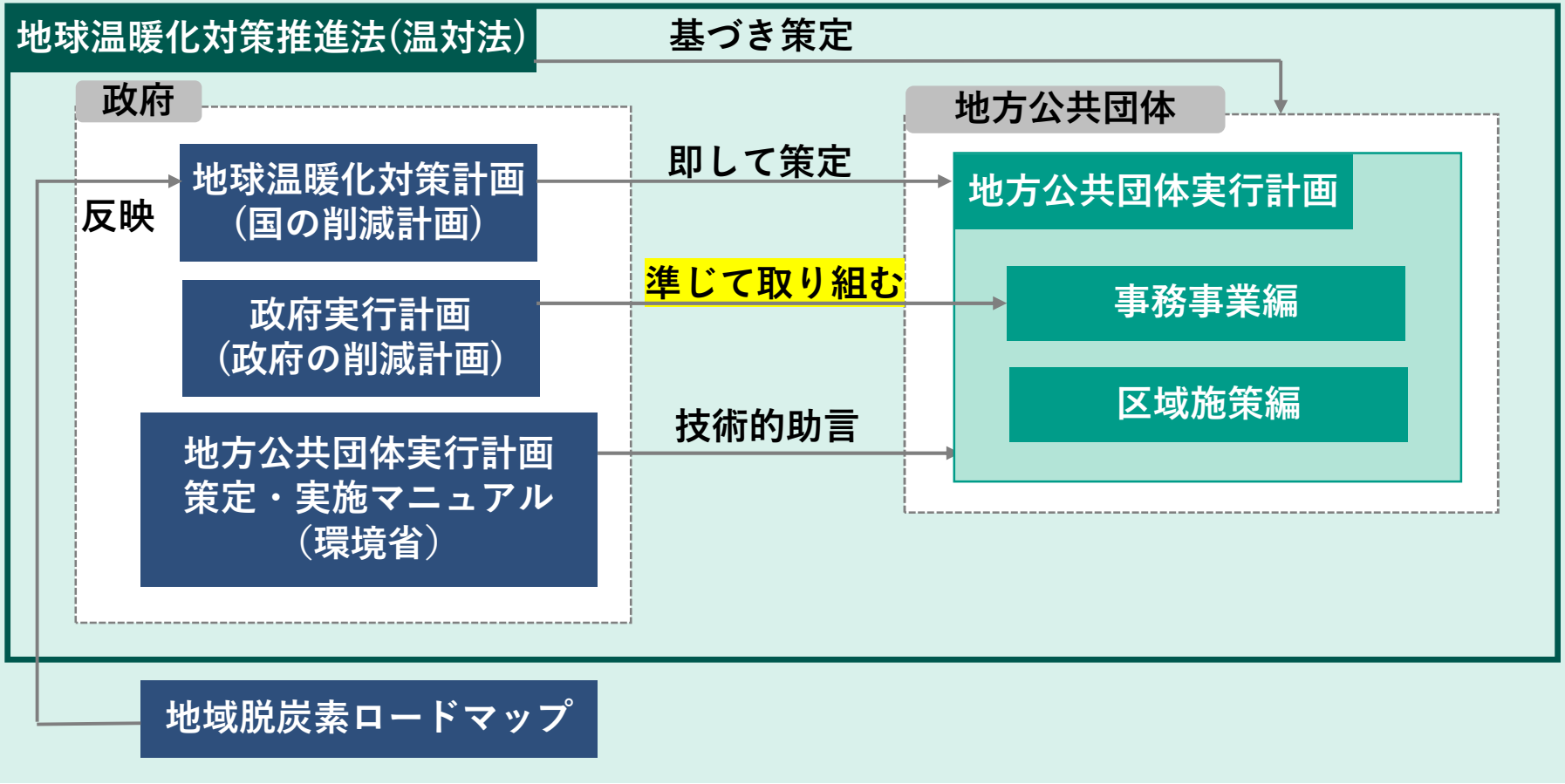

5つの取組目標

特に5つの目標については重点的に取組をお願いします。
政府実行計画の取組目標に準じて地方公共団体実行計画でも数値目標を立てて取組推進願います。

政府実行計画における主要な5つの取組

太陽光発電 ①

2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。

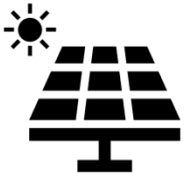

建築物の建築 ②

2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。
また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。

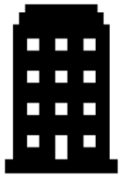

公用車

2030年度までにストックで100%電動車導入を目指す。（代替不可能なものを除く）

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED ③

2030年度までに既存設備を含めて100%LED照明導入を目指す。

再エネ電力調達

2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。
以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。

①太陽光発電設備の設置　現状

公共施設における太陽光発電設備の設置は年々増加しており累積912,821kW。
一方で、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別のポテンシャルデータを元に設定したkWベースの努力目標値に対する導入割合は、3.9%にとどまり、更なる導入推進が必要な状況。

太陽光発電

2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。

公共施設における太陽光発電設備設置実績（設備容量・累積値）

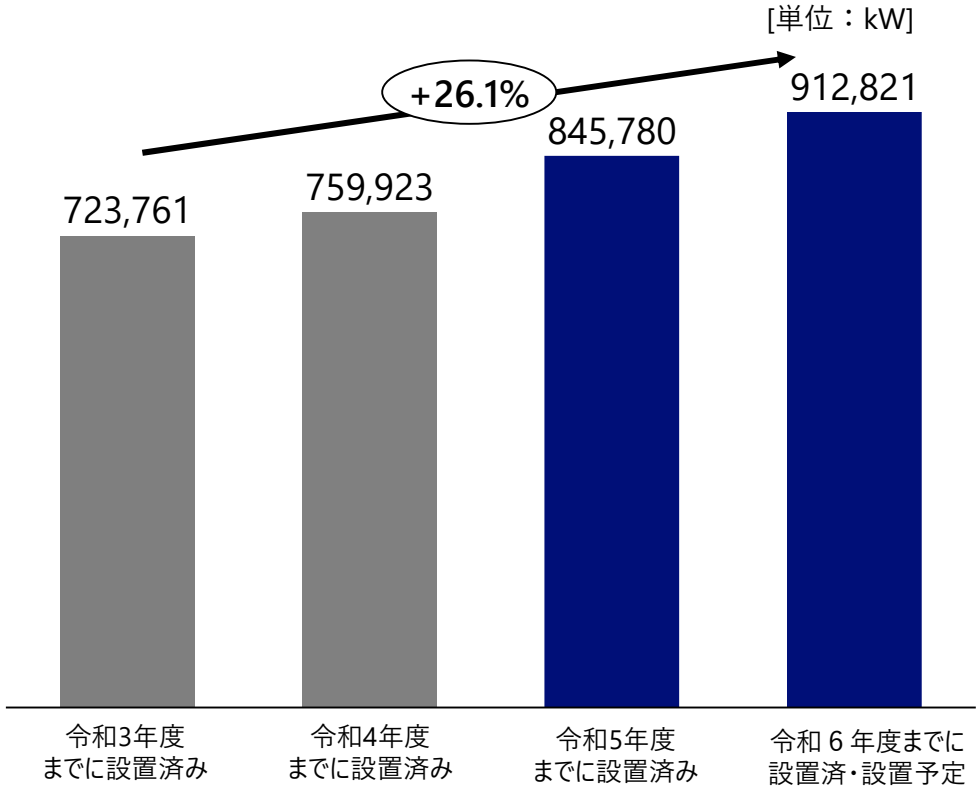

*「令和３年度までに設置済」、「令和４年度までに設置済」は令和５年度調査結果を掲載

令和4年度以降の導入目標と導入割合

令和4～6年度導入実績
(令和6年度導入見込み含む)

188,659kW ／ 4,824,000kW

令和4年度以降導入目標※1

導入割合

3.9%

※1 地方公共団体施設における設備容量ベースの「導入目標」は、令和６年３月25日に開催した第２回「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別にkWベースで設定した努力目標値（第２回連絡会議【資料２－４】別紙を参照）

出典）環境省「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果（令和6年10月1日現在）」
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/sakutei5.html

①太陽光発電設備の設置　再エネ導入のメリット

太陽光発電を初めとした再エネ導入には、「地域経済への波及効果」「地域レジリエンス向上」等のメリットがある。
太陽光発電設備の導入はもちろん、地域資源を活用した積極的な再エネ導入を検討いただきたい。

地域経済への波及効果

日本のエネルギー原料輸入額は年間約24.1兆円。
市町村でも電気・燃料に年間数十億～数百億が消費され、域外にお金が流出しています。
地域に再エネを導入することは、域外へのお金の流出を防ぎ、地域経済の循環へつながります。

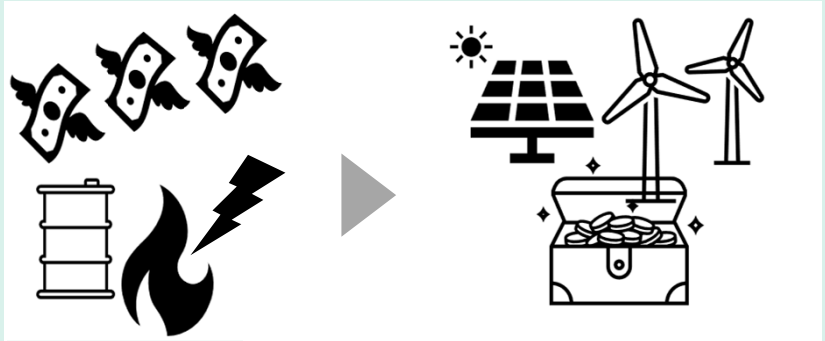

地域レジリエンス向上

施設へ設置した太陽光発電設備は非常電源としても機能し、非常時には施設を避難所として活用できます。
蓄電池設備があれば、昼間に電気をため夜間の電力供給も可能です。電気自動車は動く蓄電池とも考えられます。
再エネ活用は、地域の防災力向上につながります。

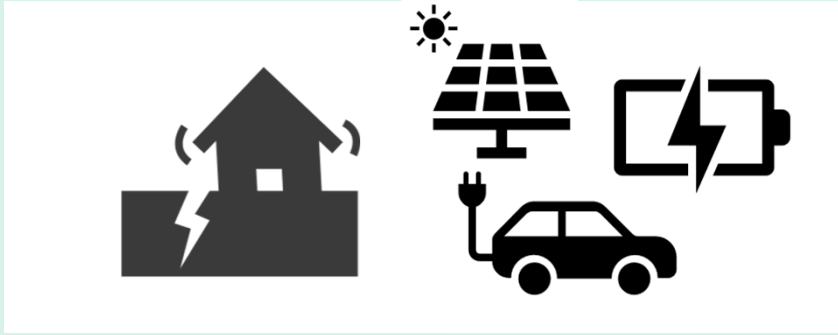

地域資源を活用した再エネ導入

バイオマス発電・熱
間伐材や端材・畜産廃棄物

消化ガス発電
下水処理施設

太陽光発電
太陽熱
豊富な日照

風力発電
良好な風況

営農型太陽光
荒廃農地

地熱発電
火山、温泉

小水力発電
地中熱
豊富な水資源

①太陽光発電設備の設置　事例1 ソーラーカーポート

岡山県
新見市

環境省

市役所の支局、診療所(内科、歯科)、図書館、保健福祉センター、文化ホール等が一体となった複合施設「きらめき広場・哲西」の駐車場へ太陽光発電設備(全体203.23kWの内、ソーラーカーポート127.71kW)と蓄電池(216kWh)を導入。新見市内のPPA事業者により設備の導入を行い、発電した電力は当該施設で自家消費しCO_2の削減を図る。

事業のポイント

・地元のPPA事業者や施工会社と事業連携しており、電力の地産地消に加え、地元経済の地域内循環にも寄与

・災害時には非常用電源として活用

・ソーラーカーポートを設置し、限られた敷地内に太陽光パネルを設置することにより、発電量を高めた

事業実施期間：R6年度
総事業費：0.6億円

事業の効果

・年間で71tCO_2排出量削減に貢献するとともに、年間の電気料金を約80万円削減できる見込み。
・脱炭素への貢献や防災機能の強化のみならず、車での来館者に対する利便性の向上に寄与。

出典）総務省・環境省「公共施設等の脱炭素化の先行事例(令和7年4月)」https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/examples/

①太陽光発電設備の設置　事例2 太陽光発電・地中熱

北海道
白糠町

環境省

消防庁舎に地中熱を利用した空調・融雪システムを導入し、平時・災害時問わず、地中熱利用設備による空調を可能にする。併せて、太陽光発電設備(22kW)・蓄電池(28kWh)を導入。
(地中熱利用ヒートポンプ　暖房197.3kW、冷房73kW、融雪17kW)

事業のポイント

・地下100mまで掘り下げた53本の採熱管に不凍液を循環させる安定した地中熱利用により、一般的な空気熱源ヒートポンプと比べ冷暖房に使用される電力量を効果的に削減可能

・地中熱利用設備は、建物内の空調は使用用途別に二次側の空調方式を分けて効率の良い運転を実施

事業実施期間：R元年度
総事業費　３億円

導入施設：白糠消防庁舎

事業の効果

・地中熱利用設備による融雪により、積雪寒冷時に緊急車両の速やかな出動といった課題を解決できた。
・太陽光発電設備・蓄電池との同時導入により、CO_2排出量を年間で約77 t 削減することができる。

出典）総務省・環境省「公共施設等の脱炭素化の先行事例(令和7年4月)」https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/examples/

②建築物の建築　ZEB化

環境省

ZEBは、Net Zero Energy Building の略称で「ゼブ」と呼ばれる(住宅の場合はZEH(Net Zero Energy House))。
快適な室内環境を実現しながら、省エネ・創エネにより、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。
遅くとも2030年までに建築物省エネ法の省エネ基準がZEH・ZEB水準まで引き上げられる見込みとなっている。
庁舎等の公共建築物は竣工まで複数年を要するため、今後新築建築物についてはZEB化を前提とした検討が重要。

建築物の建築

2030年度までに新築建築物の平均で
ZEB ready相当となることを目指し、
2030年度以降には
更に高い省エネ性能を目指す。
また、既存建築物について
省エネ対策を徹底する。

ZEBの定義

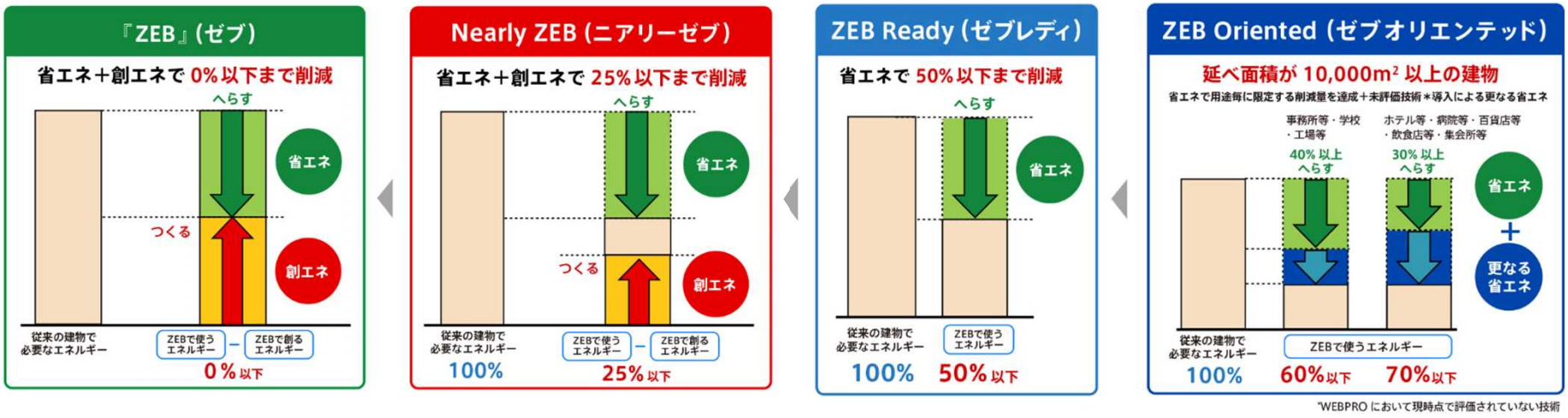

・省エネ：高断熱化・日射遮蔽による負荷抑制、設備システムの高効率化
・創エネ：太陽光発電等再エネ導入

出典）環境省「ZEB PORTAL」https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/

②建築物の建築　ZEB化の現状

ZEB認証取得済みの建築物数は、年々増加しており累積436件。
認証種別では、ZEB Readyが最も多い。

前ページのとおり、今後、新築建築物についてはZEB化を検討いただくとともに、建築物における空調、照明等への電気利用に伴うCO_2排出量は大きな割合を占めることを踏まえて、既存建築物についても、改築の際は省エネ対策を徹底いただきたい。

建築物の建築

2030年度までに新築建築物の平均で
ZEB ready相当となることを目指し、
2030年度以降には
更に高い省エネ性能を目指す。
また、既存建築物について
省エネ対策を徹底する。

ZEBの各種認証を取得済の建築物数(累積値)

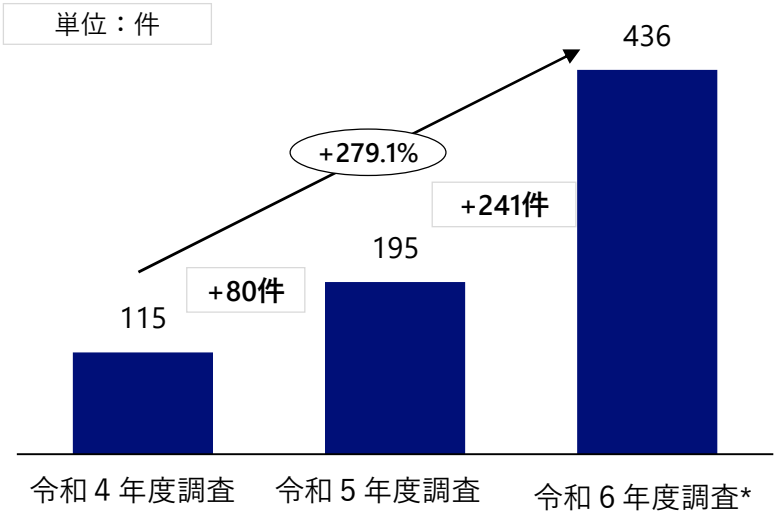

ZEBの各種認証別建築物数

※令和４年度から令和６年度にかけて設計（令和６年度中に設計予定を含む）された建築物

認証区分	建築物数
ZEB	45
Nearly ZEB	51
ZEB Ready	222
ZEB Oriented	19

*令和6年度調査においては令和４年度から令和６年度にかけて設計（令和６年度中に設計予定を含む）された建築物のみが対象のため、ZEB認証取得建築物数については令和5年度調査結果　から、令和3年度までに設計された建築物における認証取得建築物数を足し上げて集計

出典）環境省「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果（令和6年10月1日現在）」
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/sakutei5.html

②建築物の建築　事例 新築『ZEB』

富山県
立山町

環境省

新たに建設した防災センター及び児童館では、地中熱を活用した空調設備での省エネ化や太陽光発電設備の設置により、『ZEB』に認証。防災センター部分は可動式の座席を配置し、避難所としてはもとより、ホールや体育館として利用することも可能とする。

事業のポイント

・地中熱を活用(クローズドループ方式地中熱ヒートポンプシステムを導入)することで空調設備を省エネ化し、夏や冬でも環境にやさしく、快適な施設とする。

・住民に広く利用してもらうことで太陽光発電や省エネ機器性能の理解を深めてもらい、児童館では子供たちへの環境教育を実施する等、“町民と一緒に目指す脱炭素”を実現する。

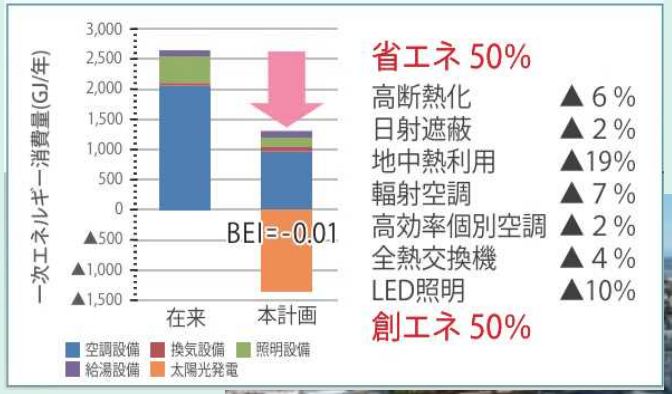

事業実施期間：R４～R６年度
総事業費　約18.1億円
（うちZEB化約6.2億円）

事業の効果

・施設の一次エネルギー消費量を省エネ設備により50%削減、創エネ設備により50%削減し、『ZEB』とすることで、年間のエネルギー収支をゼロとすることができる。
・CO_2排出量を年間で約220ｔ削減することができる。

出典）総務省・環境省「公共施設等の脱炭素化の先行事例(令和7年4月)」https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/examples/

③照明LED化　現状

2027年末までに蛍光灯の製造と輸出入が禁止されるため、
LED照明への切り替えが必須。

100%LED照明化を実現した団体は3.4%にとどまるが、
71.5%の団体がLED化に向けた取り組みを推進している。
2027年末に向けて計画的な取り組みが必要。

LED

2030年度までに既存設備を含めて100%LED照明導入を目指す。

公共施設におけるLED照明の導入状況

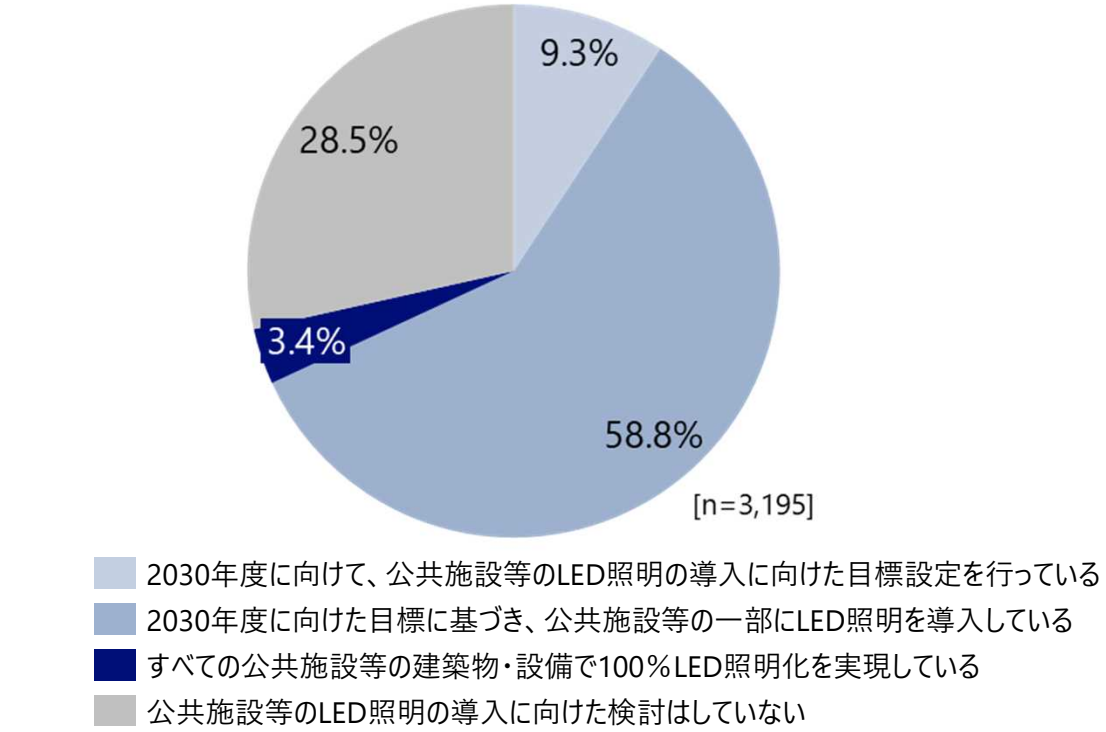

出典）環境省「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果（令和6年10月1日現在）」
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/sakutei5.html

③照明LED化　事例

神奈川県
小田原市

環境省

市内公共施設(市立小中学校を含む)すべての照明をLEDへ交換し、脱炭素化の推進とともに維持管理コストを低減させる。(令和５年度までに47施設の32,197灯を交換済み。)

事業のポイント

・小学校など避難施設への導入により、災害時の電力消費量軽減に貢献

・個別施設単位だけでなく公共施設全体で最適な措置を講じることで、財政負担を抑えつつ、ファシリティマネジメントとカーボンマネジメントを両立した脱炭素化モデルを展開

川東タウンセンター ホール

市役所本庁舎

事業実施期間：R４～R８年度
総事業費　10億円

事業の効果

・CO_2排出量を年間で1,628ｔ削減(令和５年度までの実績で950t)することができる。
・LEDへの転換により、電気代や施設の維持管理コストの低減に寄与する。
※R４施工施設(５施設)の対前年度比較では、コロナ禍や電気料金単価の差異等があって単純比較はできないが、施設全体の電力消費量について6.6%の削減効果を得た。(R6.1 請求分まで)

出典）総務省・環境省「公共施設等の脱炭素化の先行事例(令和7年4月)」https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/examples/

地球温暖化対策計画　地方公共団体の役割

令和7年2月18日に閣議決定された地球温暖化対策計画では、
国、都道府県、市区町村の役割や連携、地域の実情に応じた脱炭素施策の推進も盛り込まれている
・特に小規模な市町村：都道府県や連携中枢都市等との共同・連携しての計画策定
・特に都道府県に期待される事項：市町村や中小企業等への情報共有、技術的な助言、人材育成支援
・国：都道府県・市区町村の取り組み推進のための、情報提供、専門人材の派遣、脱炭素に関わる情報基盤整備、施設整備・設備導入支援

地方公共団体の状況に応じた環境省の支援策のイメージ

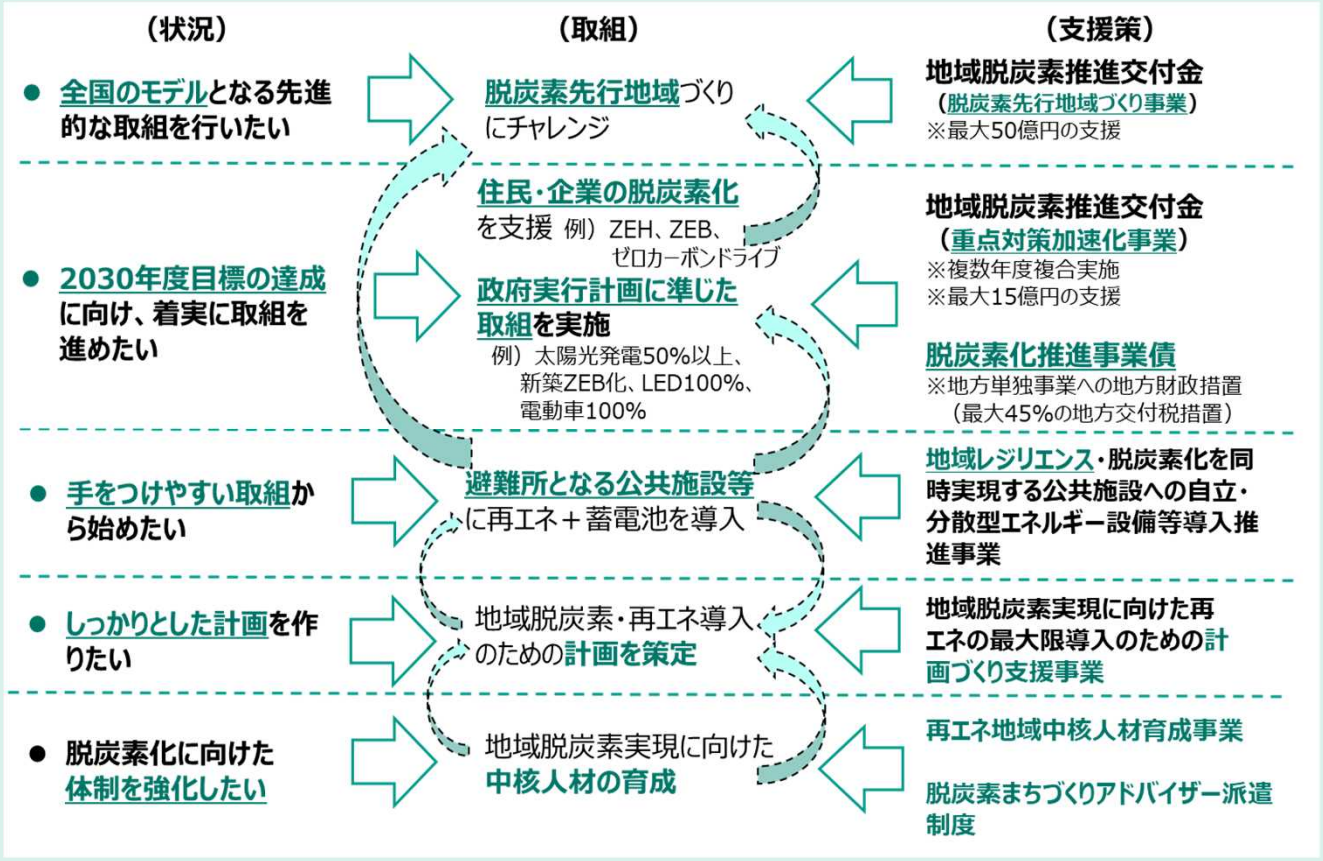

地域の脱炭素化推進に活用できる支援

地域の脱炭素化推進に活用できる支援メニューを紹介します

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

環境省

地方公共団体実行計画の策定・実施等に際して有益な情報を提供するサイト。
制度改正を踏まえた、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を令和7年3月末に公開。
事務事業編、区域施策編ともに簡易版を一新し、基本的な考え方や手順等を取りまとめています。

環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html

簡易版

事務事業編の全体像や排出量の算定方法を解説

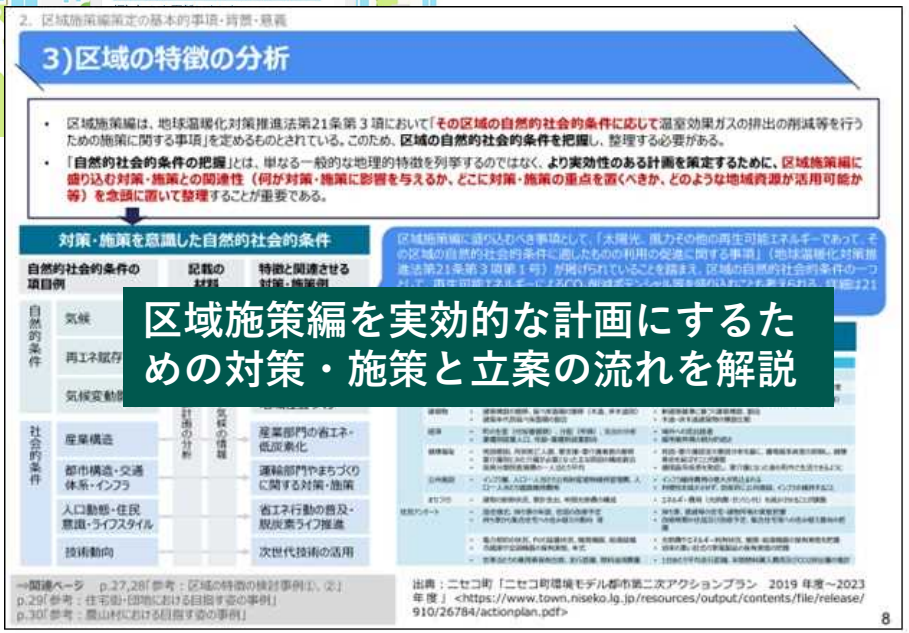

区域施策編を実効的な計画にするための対策・施策と立案の流れを解説

脱炭素地域づくり支援サイト

地域の脱炭素化にむけて様々な支援メニューや脱炭素化のヒントを掲載しています。

環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」支援メニュー等
https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/

■設備導入支援
- 地域脱炭素推進交付金
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業　など

■計画策定等支援
- 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業　など

■人材支援
- 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成支援
- 脱炭素まちづくりアドバイザー制度
- 地域脱炭素ステップアップ講座　など

■情報提供等支援
- 地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム[LAPSS]
- 地方公共団体脱炭素取組状況マップ
- 再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS]　など

■その他支援
- 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）の活用による民間投資の促進　など

■地方財政措置
- 脱炭素化推進事業債　など

関係府省庁の主な支援ツール・枠組み

環境省

「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」には地方公共団体、ステークホルダが活用できる支援等がまとまっています。

- **1府6省(環境省,内閣府,総務省,文部科学省,農林水産省,経済産業省,国土交通省)の財政支援等の支援ツール・枠組みのべ174事業掲載**
  (令和６年度補正及び令和７年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。)
- **目次にて、支援種別・支援対象を整理。**
- **サイト上では、更に詳しい条件での絞り込みも可能**

環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」支援メニュー等
https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/

各府省庁の支援ツール・枠組み

環境省(50事業)

- **地域脱炭素推進交付金**
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業(SHIFT事業)

他47事業

内閣府(10事業)

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第２世代交付金)
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)
- 地方創生人材支援制度

他7事業

総務省(７事業)

- ローカル10,000プロジェクト
- ふるさと融資制度
- ＧＸアドバイザー(地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業)

他4事業

地方財政措置(８事業)

- 脱炭素化推進事業債
- 公営企業債(脱炭素化推進事業)
- 過疎対策事業債(特別枠)
- 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 地域活性化事業債

他3事業

文部科学省(５事業)

- エコスクール・プラス
- 国立大学・高専等施設の整備
- 公立学校施設の整備
- 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

農林水産省(26事業)

- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマスの地産地消
- 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策

他23事業

経済産業省(17事業)

- 再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業
- 水力発電の導入加速化事業
- 中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費補助金

他14事業

国土交通省(51事業)

- 既存建築物省エネ化推進事業
- サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)
- グリーンインフラ創出促進事業
- 港湾檀津炭素化推進計画の作成に対する支援

他47事業

※下線は優遇措置(脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置)がある事業

地方財政措置の活用

R6資料

環境省

・脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加。
・過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設。

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】
「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの(第三セクター等に対する補助金)を対象に追加
※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】
地方単独事業として行う以下の事業
①再生可能エネルギー設備
②公共施設等のZEB化　③公共施設等の省エネ改修
④LED照明の導入　⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】
・地域内経済循環
・エネルギーの効率的利用
・災害時の停電等のリスクの低減

【地方財政措置】
事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債(充当率90%、交付税措置率50%)を充当。

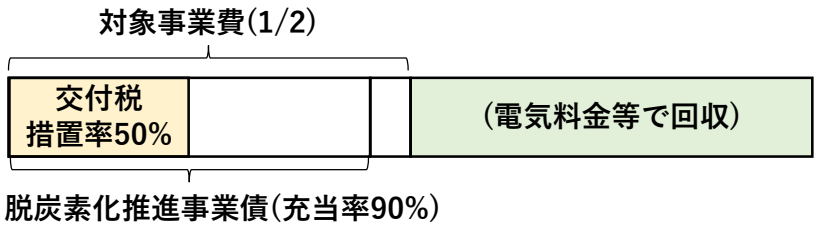

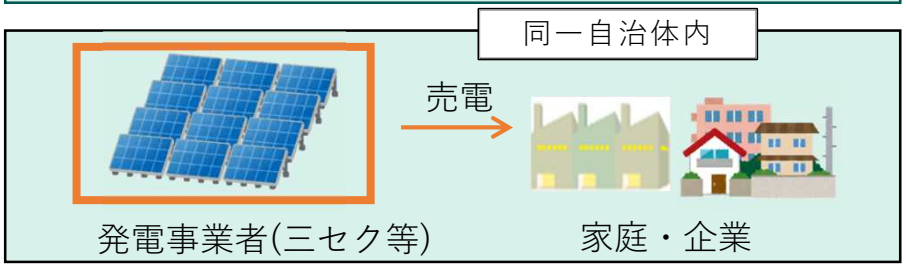

2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

過疎対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
※「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、過疎対策事業債の対象外(地方単独事業については、事業費の1/2を上限として過疎対策事業債を充当)。